

令和4年7月22日
学校人事課
免許・電算係 清水
内線：4601

更新制廃止後の教員免許状の取扱いについて

「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が令和4年5月18日に公布され、教育職員免許法が一部改正された。改正に伴い、群馬県教育委員会として、以下のような対応を行う。

1 更新制廃止後の教員免許状の有効性の確認について

- 更新制が廃止される令和4年7月1日時点で有効な教員免許状（休眠状態のものを含む）は、手続きなく、有効期限のない免許状となる。

※休眠状態→現職教員でない者が更新手続きをせずに有効期限を経過した状態

- 令和4年7月1日時点で教員免許状が有効かどうかの確認は、引き続き更新証明書等で行う。（次の有効期限が令和4年7月1日以降であれば有効）

2 期限切れ失効した免許状の再授与申請手続について（手続の簡素化）

- 令和4年6月30日以前に期限切れ失効した教員免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請手続を行うことで、有効期限のない免許状の授与を受けることができる。

- 群馬県では、再授与申請された免許状が過去に群馬県が授与した免許状であることが確認できる場合、学力に関する証明書等の申請書類の省略を行うことで、手続の簡素化を図る。

3 期限切れ失効及び休眠状態の者に対する周知並びに臨時的任用者登録の奨励について

- 現在教員として勤務していない者で、教員免許状が期限切れ失効している又は休眠状態にある者に対して、上記1、2について周知を行う。周知方法は以下のものを予定。

- ・リーフレット（別添 学校人事課作成）
- ・群馬県ホームページ
- ・ぐんま広報
- ・FMぐんま
- ・LINE（群馬県デジタル窓口）

- 周知により休眠者等の掘り起こしを行い、臨時的任用教職員等の人材不足解消を図る。

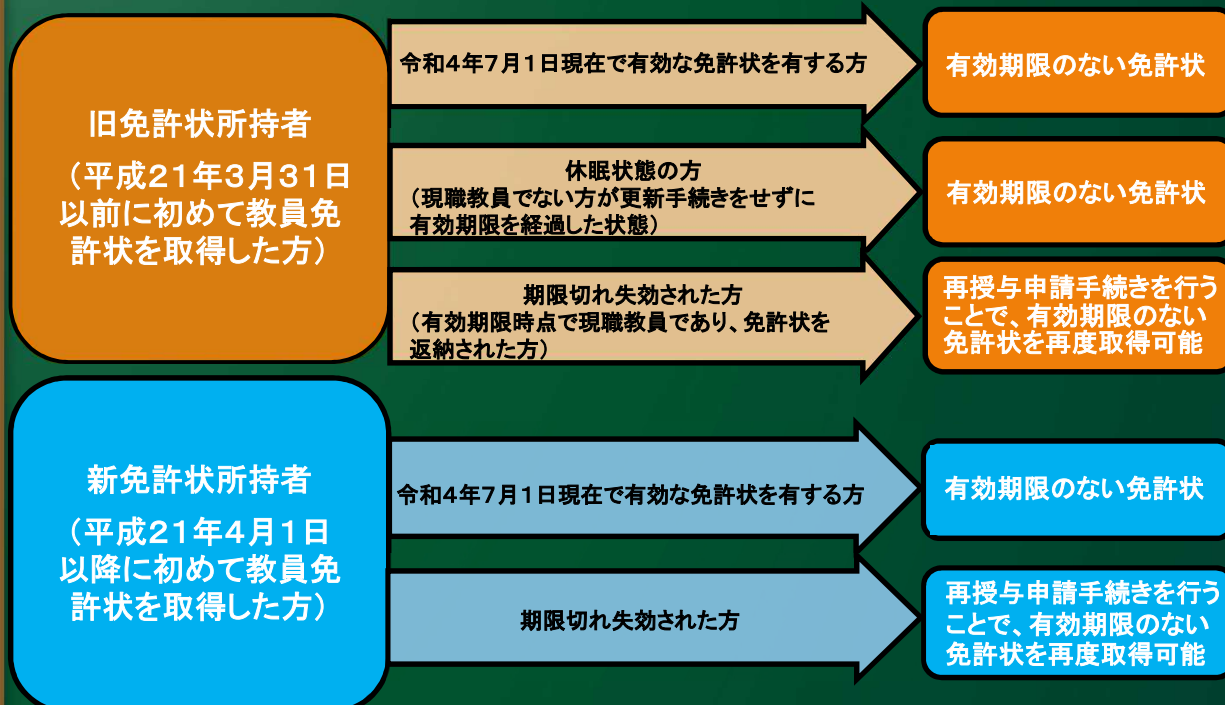
教員免許更新制の廃止

あなたの教員免許状が復活します！
～ ぐんまの子どもたちのために一緒に働きませんか？ ～

○「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が令和4年5月18日に公布され、教育職員免許法が一部改正されました（令和4年7月1日施行）。

○今回の法改正により、令和4年7月1日から「教員免許更新制」は廃止となり、免許状更新講習の受講や更新等手続きの必要がなくなるとともに、7月1日現在で有効な教員免許状は、手続きなく有効期限のない免許状となります。

○また、休眠状態の教員免許状も7月1日以降は有効期限のない免許状となるため、教員として勤務することが可能になりました（下図参照）。



【問い合わせ先】

- 教員免許状に関すること
学校人事課 免許・電算係
TEL：027-226-4601/4602
- 臨時教職員の募集に関すること
 - (1) 県立学校の臨時教職員
学校人事課 県立学校人事係
TEL：027-226-4597
 - (2) 市町村立学校の臨時教職員
 - ・中部教育事務所 (TEL：027-232-6511)
 - ・西部教育事務所 (TEL：027-322-7213)
 - ・吾妻教育事務所 (TEL：0279-75-3370)
 - ・利根教育事務所 (TEL：0278-23-0165)
 - ・東部教育事務所 (TEL：0276-31-7151)

不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

